

○国土交通省告示第三百十七号
 国土交通省告示第三百十七号
 国土交通省告示第三百十七号
 国土交通省告示第三百十七号
 国土交通省告示第三百十七号

自動車の点検及び整備に関する手引

最終改正令和5年10月20日

目次

1 はじめに

2 日常点検の実施の方法

3 定期点検の実施の方法

4 整備の実施の方法

5 その他

1 はじめに

我が国における自動車保有台数は約8,200万台に達し、まさに日々の生活と社会・経済活動に欠くことのできないものとなっており、また、近年、自動車は電子制御を用いた新技術の採用により益々高度化しており、より便利なものになっております。一方、交通事故や環境問題は依然として大きな社会問題になっており、安全で環境負荷の小さい車社会の確立が求められているところです。自動車は数多くのもので構成された機械であるため、使用に伴い、また時間経過によって劣化・摩耗が多くなり、様々な部品や装置の性能が低下しますので、点検整備を怠れば、故障や排出ガスの増加、燃料の浪費等を招きかねません。例えば、タイヤの空気が不足すれば、安全上のトラブルを引起こすおそれがあるだけでなく、燃費の悪化にもつながります。自動車を常に良好な状態で使用するためには、ユーザーの皆さんが責任をもって常日頃から自動車の状態を把握し、適切に維持することが重要です。

点検整備の実施に当たり、ユーザーの皆さんは自動車の使用状況(走行距離や悪路、雪道などの使用環境)や構造・装置の種類に応じて、自動車メーカーなどが公表している点検整備の情報(自動車に備え付けられているいわゆるメンテナンスノートなど)を参考とし、必要があれば専門的な知識を有する技術者に相談するなどにより、各々の自動車にふさわしい適切な点検整備を実施することが求められています。また、点検整備に伴って不要となる使用済みバッテリー、廃タイヤなどの廃棄物については、それらの処理が可能な業者に依頼するなど適正に処理することも必要です。この手引は、ユーザーの皆さん一人一人が自動車の点検整備についての理解を深め、使用する自動車に対して責任をもって「日常点検整備」及び「定期点検整備」を確実に実施していただければ、一般的な自動車についてその標準的な使用前提とした「日常点検」及び「定期点検」の実施方法並びにこれらの点検に伴い必要となる整備の実施方法の指針を示したものです。今後世紀にふさわしい、安全で環境負荷の小さい車社会が形成されるよう、ユーザーの皆さんがこの手引を積極的に活用され、自動車を安全かつ快適に使用することが期待されます。

- (注) 1 この「手引」の中で用いる「日常点検」と「定期点検」の内容については、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)の定めるところによっております。
- 2 この「手引」の中で用いる「大型車」とは、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいいます。
- 3 この「手引」の中で用いる「レンタカー」とは、道路運送法第80条第1項の規定による有償貸渡しの許可を受けた自家用自動車(二輪自動車を除く。)をいい、「レンタルバイク」とは、同項に規定する有償貸渡しの許可を受けた自家用自動車(二輪自動車を除く。)をいいます。
- 4 この「手引」の中で用いる自動車の区分(「自家用乗用など」、「自家用貨物など」、「事業用など」)の意味は次のとおりです。

対象となる主な自動車		自動車登録番号標又は車両番号標(例)	
		分類番号	塗色など
自家用乗用など	○ 自家用乗用自動車	○ 3、30~39、300~399、30A~39Z、3A0~3Z9、3AA~3ZZ、5、50~59、500~599、50A~59Z、5A0~5Z9、5AA~5ZZ、7、70~79、700~799、70A~79Z、7A0~7Z9、7AA~7ZZ	○ 白地に緑文字 若しくは黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色
	○ 貨物の運送の用に供する自家用の検査対象軽自動車	○ 40~49、400~499、40A~49Z、4A0~4Z9、4AA~4ZZ	○ 黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色
	○ 特種の用途に供する自家用の検査対象軽自動車	○ 80~89、800~899、80A~89Z、8A0~8Z9、8AA~8ZZ	○ 黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色
	○ 貨物軽自動車運送事業の用に供する検査対象軽自動車	○ 40~49、400~499、40A~49Z、4A0~4Z9、4AA~4ZZ	○ 黒地に黄文字
	○ 二輪の小型自動車		○ 緑地に白文字、枠は白色又は白地に緑文字、枠は緑地

	○ 二輪の軽自動車		○ 緑地に白文字 又は白地に緑文字
自家用貨物など	○ 車両総重量が8トン未満の貨物の運送の用に供する自家用の普通自動車及び小型自動車	○ 1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ、4、40～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ、6、60～69、600～699、60A～69Z、6A0～6Z9、6AA～6ZZ	○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色
	○ 乗車定員が10人以下の専ら幼児の運送を目的とする自家用の普通自動車、小型自動車	○ 3、30～39、300～399、30A～39Z、3A0～3Z9、3AA～3ZZ、5、50～59、500～599、50A～59Z、5A0～5Z9、5AA～5ZZ、7、70～79、700～799、70A～79Z、7A0～7Z9、7AA～7ZZ	○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色
	○ 乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン未満の特種の用途に供する自家用の普通自動車、小型自動車	○ 8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ	○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色
	○ 乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン未満の自家用の大型特殊自動車	○ 9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9、9AA～9ZZ、0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9、0AA～0ZZ	○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色
	○ 乗車定員が10人以下の乗用の普通自動車、小型自動車及び検査対象軽自動車であるレンタカー	○ 3、30～39、300～399、30A～39Z、3A0～3Z9、3AA～3ZZ、5、50～59、500～599、50A～59Z、5A0～5Z9、5AA～5ZZ、7、70～79、700～799、70A～79Z、7A0～7Z9、7AA～7ZZ	○ 白地に緑文字 若しくは黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色であって、「れ」、「わ」のもの
	○ 貨物の運送の用に供する検査対象軽自動車であるレンタカー	○ 0～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ	○ 黄地に黒文字 又は国土交通大臣が定める塗色であって、「れ」、「わ」のもの
	○ 小型自動車であるレンタルバイク		○ 白地に緑文字 、枠は緑地であって、「ろ」、「わ」のもの
	○ 軽自動車であるレンタルバイク		○ 白地に緑文字 であって、「れ」、「わ」のもの
事業用など	○ 自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車		○ 緑地に白文字 又は国土交通大臣が定める塗色
	○ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であるレンタカー	○ 1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ、4、40～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ、6、60～69、600～699、60A～69Z、6A0～6Z9、6AA～6ZZ	○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色であって、「れ」、「わ」のもの
	○ 乗車定員が11人以上の自家用自動車(いわゆる自家用のバスなど)	○ 2、20～29、200～299、20A～29Z、2A0～2Z9、2AA～2ZZ、8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ	○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色
	○ 乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン以上の自家用自動車(いわゆる自家用の大型貨物自動車など)	○ 1、10～19、100～199、10A～19Z、1A0～1Z9、1AA～1ZZ、8、80～89、800～899、80A～89Z、8A0～8Z9、8AA～8ZZ、9、90～99	○ 白地に緑文字 又は国土交通大臣が定める塗色

		、900～999、90A～99Z、9A0～9Z 9、9AA～9ZZ、0、00～09、000 ～099、00A～09Z、0A0～0Z9、0A A～0ZZ
--	--	--

2 日常点検の実施の方法は、この点検のポイントを、走行距離や運行時の状態などから判断し、必要に応じて実施する。また、自家用車として運行する場合は、エンジン・ルームのオイル交換やブレーキ液の補充など、必要に応じて実施する。また、自家用車として運行する場合は、エンジン・ルームのオイル交換やブレーキ液の補充など、必要に応じて実施する。また、自家用車として運行する場合は、エンジン・ルームのオイル交換やブレーキ液の補充など、必要に応じて実施する。

点 検 箇 所	点検項目	点 検 の 実 施 の 方 法	
運行中の異状箇所	当該箇所の異状	○ 前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検します。 (床板とのすき間が少なくなっているときは、踏みごたえがわらかく感じる場合は、ブレーキ液の液漏れ、空気混入によるブレーキ不良のおそれがあります。) ○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。	
	駐車ブレーキ・レバー(パーキング・ブレーキ・レバー)	○ パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱいに引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。 ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。 ○ 電動式駐車ブレーキが装着されている自動車にあっては、スキヤンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検します。	
	タイヤ	○ タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあっては、当該装置に係る空気圧表示を目視により確認することにより、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。	
	原動機(エンジン)	※かかり具合、異音	○ エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドル状態、異音がないかを点検します。
		※低速、加速の状態	○ エンジンを暖機させた状態で、アイドル時の回転がスムーズに続くかを点検します。 ○ エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどで点検します。
	ウインド・ウォッシャー	※噴射状態	○ ウインド・ウォッシャー液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。
ワイパー	※拭き取りの状態	○ ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良で	

		態	ないかを点検します。 ○ きれいに拭き取れるかを点検します。
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合	○ エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。
	◎ブレーキ・バルブ	排気音	○ ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排出音が正常であることを点検します。
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャー・タンク	※液量	○ ウインド・ウォッシャー液の量が適当かを点検します。
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	○ リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。
	バッテリー	※液量	○ バッテリー各槽の液量が規定の範囲(UPPER～LOWERなど)にあるかを車両を揺らすなどして点検します。
	ラジエーターなどの冷却装置	※水量	○ リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。 (冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエーター、ラジエーター・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。)
	潤滑装置	※エンジン・オイルの量	○ エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。
	△ファン・ベルト	※張り具合、損傷	○ ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。 ○ ベルトに損傷がないかを点検します。
車の周りからの点検	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	○ エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 ○ レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがなかったかを点検します。
	タイヤ	空気圧	○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。 (扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。) ○ なお、タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあつては、「運転席での点検」の欄に示された方法に代えることができます。
		□取付けの状態	○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 ○ ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマーなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施し、マーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着し、インジケータ相互の指示のずれやインジケータの連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルトを一体で覆うインジケータにあつては、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならぬことに注意してください。
	亀裂、損傷	○ タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の	

		異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検します。
	異状な摩耗	○ タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。
	※溝の深さ	○ 溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ(スリップ・サイン)などにより点検します。
◎エア・タンク	タンク内の凝水	○ ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。
◎ (ブレーキ・ペダル)	※ (踏みしろ、ブレーキのきき)	○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングのすき間について、次の点検を行います。 ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。 ・フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態に補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。

- (注) 1 ※印の点検項目は、「自家用貨物など」、「事業用など」に分類される自動車にあっては、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行えばよいものです。
2 ◎印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するものとしてください。
3 △印の点検項目は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するものとしてください。
4 □印の点検項目は、「大型車」の場合に点検してください。

3 定期点検の実施方法
定期点検は、一般的な構造・装置の自動車に関し標準的な使用を前提として、定期的に行う必要のある点検を、定めたものです。「自家用乗用など」に分類される自動車には、1年点検と2年点検の2種類があり、また、「自家用貨物など」に分類される自動車には、6月点検と12月点検の2種類があり、また、「事業用など」に分類される自動車には、3月点検と12月点検の2種類があります。ここでは、標準的な構造・装置の自動車や、走行距離が多いなど使用の状況が厳しい場合（いわゆるシビアコンディション）には、表に示されていない点検（メーカーなどが発行する点検整備の情報を参考として行う点検）が必要となります。

- ① 安全な場所を選ぶ。
② ユーザー自身が定期点検のうちの一部を行おうとする場合には、知識、技量に見合ったものを行う。
③ 適切な機械・工具や測定器具を使用する。
④ 完全に点検を行う。（自動車に備付いている簡易なジャッキは、タイヤ交換時に使用するものです。）

(注) 1 「リフト・アップなどの状態で」… ジャッキの意は、次のとおりです。
ジャッキ・アップスタンドで保持することにより、又はリフトやピットなどを使用して、自動車の下部を点検しやすい状態にすることをいいます。主として目視や手により点検することをいいます。「目視などにより点検する」… スパナ、レンチ、点検ハンマなどの工具を使用して点検することをいいます。「スケールなどにより点検する」… スケール、ノギス、ダイヤル・ゲージなどの測定器により、測定・点検することをいいます。「規定…」… 自動車製作者の定める方法、範囲又は値などをいいます。「< >」… 点検の対象となる構造・装置などを示します。

2 「四輪自動車など」の表中「点検時期」欄で、「距離」と付した点検項目については、前回その項目について定期点検をしたときからの走行距離が、「自家用乗用など」については年間当たり5,000km（2年点検の対象の場合は2年間で10,000km）に満たない場合、「自家用貨物など」と「事業用など」については3月当たり2,000km、（点検項目が6月点検の対象の場合は6月で4,000km、12月点検の対象の場合は年間8,000km）に満たない場合には省略することができ、2回連続して省略することはできません。

3 「二輪自動車」の表中「点検時期」欄で、「距離」と付した点検項目については、前回その項目について定期点検をしたときからの走行距離が、年間当たり1,500kmに満たない場合には省略することができ、2回連続して省略することはできません。

4 「四輪自動車など」の表中「点検項目」欄で、※印を付した点検項目については、バス、タクシー、乗用のレンタカーなどについて行ってください。

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
かじ取り装置 (ステアリング)	ハンドル	操作具 合	2年	12月	12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の点検を行います。路面を直進中、一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 ・ 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 ・ ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときに直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	ギヤ・ボックス	オイル漏れ				12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部分からのオイル漏れがないかを目視などにより点検します。
		取付けの緩み	2年距離	12月	12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検します。
	ロード、ムスリ・レンジ	緩み、がた、損傷	2年距離	12月	12月	3月距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類についで、可動部をな操作、力の伝わる方向に手で揺すどし、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結部が緩みがないか。 ・ 取付部に緩みがないか。 ・ 曲がりや損傷がないか。 ・ 割ピンが欠損していないか。
		ボールジョイントのダストブーツの亀裂損傷	2年	12月	12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボールジョイントのダストブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検します。
	ナックル	連結部が		12月	12月	3月距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤの上下に手を掛けて動かし、キング・ピン又はボールジョイントにがたがないかを点検します。
	かじ取り車輪	ホイール・アライメント	2年距離	12月		12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホイール・アライメント・テスト(又は、キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、トーイン・ゲージ)を用いて、キャンバ、キャスタ、トーイン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検します。(タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイドスリップ・テストにより点検してもよい。)
	パワーステアリング	ベルトの緩み損傷	1年	6月	6月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定められたプリー間のベルト中央部を手(約10kg)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケ-

	装置						<ul style="list-style-type: none"> ○ ルなどにより点検します。内側、側面に著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。 	
		オイル漏れ、オイル量	2年	12月	12月	3月 距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ギヤボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからオイル漏れがないか。 ・ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂がないか。 ○ アイドリ状態でハンドルを数回据え切りをして油温を上げた後、リザーバ・タンクのオイル量を点検し、エンジン停止状態で点検する車両もあります。 	
		取付けの緩み	2年 距離	12月	12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 ・ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。 	
制動装置(ブレーキ)	ブレーキ・ペダル	遊び、込と床の間踏んだとき	1年	6月	12月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブレーキ・ペダルを踏んで抵抗を感じる範囲を点検します。 ○ エンジンがかかると、ペダルを踏んだとき、ブレーキの踏み込みが規定値より点検します。 	
		ブレーキの効き具合	1年	6月	12月	3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乾燥した路面を走行してブレーキを踏んだとき、進行方向にずれが生じたり、ブレーキの効き具合が異なる場合、ブレーキの効き具合を点検します。 ○ テスタで点検する場合、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検します。
		引きしる(踏みしる)	1年	6月	12月	3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしる(踏みしる)が、規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検します。 ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引かかたりなどの異状がなく、かつ、空気の排出音が聞こえること、また、駐車位置及び走行位置をそれぞれレバーが保持されるかを点検します。 ○ 電動式駐車ブレーキが装着されている自動車にあつては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検します。
	ブレーキ機構	引きしる(踏みしる)	1年	6月	12月	3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検します。 ○ ブレーキ・テスタで点検する場合

							は、制動力が規定値以上あるかを点検し、また、ブレーキオイルのレベルは、エンジンオイルのレベルを基準として、レバーを駐車位置(又はテストポジション)まで引き上げます。
ホース及びパイプ	漏れ、及び損傷状態	1年	6月	6月	3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検します。 ・ 走行中の振動やハンドルの操作などにより他の部分と接触がおそれないかを目視などにより点検します。 ・ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検します。 ・ 接続部及びクラップに緩みなどが生じないかをスナッチにより点検します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態では、ホース及びパイプの接続部が石けん水などで塗られていないかを確認し、エンジン始動させ、圧力計により点検し、内圧が規定値に達しないときは、エンジンを停止させ、圧力計により点検します。
リザーバ・タンク	ブレーキ液の量		12月	12月	3月		<ul style="list-style-type: none"> ○ リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検します。 ○ リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。また、通気孔のある場合は、通気孔の詰まりを目視などにより点検します。
マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ、スクヤリ	液漏れ	1年					<ul style="list-style-type: none"> ○ マスタ・シリンダの周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダのブーツ周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパーの周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。
	機能、摩耗、損傷	2年	12月	12月	12月		<p>(摩耗、損傷の点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパーに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ 必要がある場合には、マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパーを分解し、カップ、ピストン、

							ピストン・シール、チェック・バルブ、劣化など点検します。 (機能の点検) ○ プレキ・ペダルの遊び、踏み込 んだときのきき具合に異常がないことを確認します。
ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク			3月	3月	○ 規定の空気にブレーキを踏ませ、規定の範囲より点検します。	
	機能			12月	12月	○ 規定の空気にブレーキを踏ませ、水などがないかを点検します。 ○ ペダルを戻したときにチャック・ペダルを戻し、異状がないことを確認します。 ○ ロッドのよがりがないことを確認します。 ○ チャンバ・カム、ヤフなどにより点検します。	
ブレーキバルブ、クレーンバルブ	機能		12月	12月	12月	○ 規定の空気にブレーキを踏ませ、リリーバルブの音を聴き、異常がないことを確認します。 ○ 必要がある場合は、バルブの点検を行います。 ・ プレキ・バルブのエアの吐出空気に圧力計を取り付け、当該点検時にブレーキを踏ませ、圧力計の表示が規定の圧力になることを確認します。 ・ 圧力計を用いない場合は、点検箇所を分解してバルブ、ピストン、部品などを点検します。 ○ 必要がある場合は、バルブの点検を行います。 ・ 入口側の規定の空気圧に達するまで、当該点検の圧力差が規定の範囲内であることを確認します。 ・ 圧力計を用いない場合は、点検箇所を分解してバルブ、ピストン、部品などを点検します。	
リレー・エマージェ	機能				12月	○ 規定の空気にブレーキを踏ませ、リレー・エマージェ	

シ・バルブ						<p>シ・バルブを排出する際の音を点検します。</p> <p>○ ・バルブを取り外して、ペーパーで清掃し、点検します。</p> <p>・バルブの動作がスムーズに動くか確認します。</p> <p>・バルブの密封性が良好かどうか確認します。</p>
倍力装置 (ブレーキスタ)	エア・ブレーキの詰まり		12月	12月	12月	<p>○ ・ブレーキの動作を確認します。</p> <p>・ブレーキの油圧が正常かどうか確認します。</p> <p>・ブレーキの動作音が正常かどうか確認します。</p>
	機能		12月	12月	12月	<p><真空状態> ○ ・ブレーキの動作を確認します。</p> <p>・ブレーキの油圧が正常かどうか確認します。</p> <p>・ブレーキの動作音が正常かどうか確認します。</p> <p>> ・ブレーキの動作を確認します。</p> <p>・ブレーキの油圧が正常かどうか確認します。</p> <p>・ブレーキの動作音が正常かどうか確認します。</p>

							<ul style="list-style-type: none"> ・、あ ・、パ、リビ <p>に使用しては、品を認めす。</p> <p>使用しては、品を認めす。</p> <p>使用しては、品を認めす。</p> <p>使用しては、品を認めす。</p> <p>使用しては、品を認めす。</p>
ブレーキ・カム	摩耗				12月	12月	<p>○ リフト・アムなどの状態、ブ レーキ・ドラムを取り外し、目視 摩耗点及び損傷の有無を確認す。</p>
ブレード、ブレーキ、ブレーキシュー	ドラムライグス との間	1年 距離	6月	6月	3月	3月	<p><自動調整方式> ○ リフト・アダプターを安定させ、ブレーキシューを点検し、調整方式に従って調整す。</p> <p><手動調整方式> ○ リフト・アダプターを安定させ、ブレーキシューを点検し、調整方式に従って調整す。</p> <p>(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される自動車については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略できます。)</p>
	シの摺動部分及びイグニッションの消耗	1年 距離	12月	12月	3月 距離	3月 距離	<p>○ ライニングが、次のようになっている場合は、ブレーキシューの交換が必要と認めらる。</p> <p>・ ライニングの厚さが規定値以下になっている。</p> <p>・ ライニングの表面に亀裂、剥離、凹凸等がある。</p> <p>・ ライニングの端面が変形している。</p> <p>・ ライニングの裏面に異音を生ずる。</p> <p>・ ライニングの裏面に異臭を発生させる。</p> <p>・ ライニングの裏面に異物を付着させる。</p> <p>・ ライニングの裏面に異物を付着させる。</p> <p>・ ライニングの裏面に異物を付着させる。</p>

							<ul style="list-style-type: none"> ・ リベット、ボルトに緩みがないかを点検します。 ○ 必要がある場合には、シューを分解し、次の点検を行います。 ・ プレーキ・シューの摺動部分に異状な摩擦や損傷がないか。 ・ アンカ・ピンに異状な摩擦がないか、又はさびが付いていないか。 ・ リターン・スプリングにへたりがないか。 ・ 調整装置がスムーズに作動するか。 <p>(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される自動車については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略できます。)</p>
	ドラムの摩耗及び傷	2年	12月	12月	12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などが目視などにより点検します。 (ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される自動車については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略できます。)
バックプレート	バックプレートの状態				12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、バックプレート又はアンカ・ブラケットに損傷、亀裂及び変形がないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、バックプレート又はアンカ・ブラケットの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。
ブレーキ及びパッド	ディスクとパッドのすき間	1年距離	12月	12月	3月距離	3月距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検します。
	パッドの摩耗	1年距離	12月	12月	3月距離	3月距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、キャリパー・ボデーの点検孔から、パッドの厚みをスケールなどにより点検します。
	ディスクの摩耗及び傷	2年	12月	12月	12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗及び損傷がないかを目視などにより点検します。
センタードラム、ニ	ドラムの取付けの緩み		12月	12月	3月		<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、センターブレーキ・ドラムの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。
	ドラムライニングのすき間		12月	12月	3月		<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキレバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シッケクス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検します。
	ライニングの摩耗		12月	12月	12月		<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、センターブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検します。 (ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略できます。)

		ドラムの摩耗と損傷		12月	12月	12月		○ リフト・アップなどの状態で、セシ ンタ・ブレーキ・ドラムの異状など 、ドラムの内側を目視などにより 、などが目視などにより点検 します。 (ドラムとライニングとのすき間に異 状がなければ、この点検を省略でき ます。)
	二重安全 ブレーキ機 構	機能		12月	12月	12月		<油圧式二重安全ブレーキ機構(セフテ ィ・シリンダ)> ○ シフト・ブレーキ・ホイル・シリ エ・ホイル・ブレーキ・シリンダの 一・ブレーキ・ホイル・シリンダの て・ブレーキ・ホイル・シリンダの み・ブレーキ・ホイル・シリンダの 床・ブレーキ・ホイル・シリンダの 板・ブレーキ・ホイル・シリンダの と・ブレーキ・ホイル・シリンダの す・ブレーキ・ホイル・シリンダの
走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年距離	12月距離	12月距離	3月距離	3月距離	○ リフト・アップなどの状態で、次 の点検を行います。空気 ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ○ リフト・アップなどの状態で、次 の点検を行います。空気 ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である ・ タイヤの圧力が規定値である
		ホイールナット ・ナット ・ボルト ・ナット ・ボルト の緩み	1年距離	6月	6月	3月	3月	○ ホール・ナット、ホイール・ボ ルトに緩みがないかを点検しま す。 ○ 大型車には次の点検を行いま す。 ・ JIS方式のシングル・タイヤ 及びISO方式のダブル・タイヤ 、よりホイール・ナットを規定ト ルクで締め付けます。 ・ JIS方式のダブル・タイヤの 場合(1個おき)のアウト・ナット を緩めて、イン・ナットをより 規格トルクで締め付けます。 次に、トルクレンチを用いて、 より規定トルクで締め付けます。 その後、ホイール・ナット及び ナットを講じます。 ○ 動式のホイール・ナット及びボ ルトの緩みがないかを点検しま す。

<p>一ナ及イ・ト傷型お行検 イ・トホル損大にて点 ホルツび一ボの(車いう)</p>				<p>12月</p>	<p>12月</p>	<p>○ リス点検 ・著トよつなす、に確認の)認 ・ボ接イ、なブルをデ次 ・ストホブIいホル一方座、取舗車く ・方及びびに規定ISトワを(薄自動そ ・ホ該挟ルの付けにトリこし、は</p> <p>○ デイ面、ハ(合、ISのびをやるて ・取せ面付は、ホITの雪走清 ・合たハをね部ル清塗、路念 ・場は、のじーを塗、すいて ・ホナックは薄及と布一し作者に ・潤は、ル油式じしくン塗車指 ・トつイット塗、ハに指 ・トイット塗、ハに指 ・トイット塗、ハに指</p> <p>○ 溶ホ裂視ハ一か際 ・つりい面かま・がますけ ・つりい面かま・がますけ ・つりい面かま・がますけ</p> <p>○ デイ面、ハ(合、ISのびをやるて ・取せ面付は、ホITの雪走清 ・合たハをね部ル清塗、路念 ・場は、のじーを塗、すいて ・ホナックは薄及と布一し作者に ・潤は、ル油式じしくン塗車指 ・トつイット塗、ハに指 ・トイット塗、ハに指 ・トイット塗、ハに指</p> <p>○ 溶ホ裂視ハ一か際 ・つりい面かま・がますけ ・つりい面かま・がますけ ・つりい面かま・がますけ</p>
--	--	--	--	------------	------------	---

								て、必要ル異音があなるかを点検し、ます。ホ ・イベ泥水す。 ・外傷点 ・及び ・点検 ・取、か ・を、磨な ・合、入 ・に、浸 ・場、の ・ア、の ・グ、な ・ン、の ・、音、ど ・、異、な ・必、ル、あ ・一、音、あ ・イ、が、る ・ベ、あ、な ・ア、る、な ・泥、水、ど ・水、す、な ・ま、す、な
	ホルアイ ・ベン ・アの ・グの ・タが ・た					12月	○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ アップリフトの動作を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ アップリフトの動作を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ アップリフトの動作を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ アップリフトの動作を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ アップリフトの動作を確認し、必要に応じて点検を行います。	
緩衝装置	リーフ ・サ ・ン ・シ ・ン ・ペ ・ン ・ヨ ・ン	スプリングの損傷		12月	12月	3月	3月	○ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。
		取付部連の緩み、及び損傷		12月	12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。
	コイル ・サ ・ン ・シ ・ン ・ペ ・ン ・ト ・ン ・シ ・ン ・ヨ ・ン ・バ ・ー ・を ・含 ・む ・。	スプリングの損傷					12月	○ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。
		取付部連の緩み、及び損傷		12月	12月	12月		○ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。
	サスペンションの取付部	緩み、及び損傷	2年					○ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。 ・ リフト・アップなどの状態を確認し、必要に応じて点検を行います。

	連結部							<ul style="list-style-type: none"> などにより点検します。連結部を手角 ・ サスペンションの軸を直 で揺るがたがいないかを点検し ・ サスペンション各部に損傷がない のダストブーツに亀裂や損傷が ないかを目視などにより点検し
	エア・ペ ンション	エア漏 れ				3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン始動させ、タンク内圧を 力が規定値に達したとき、エンジン圧を 停止させ、圧力計が漏れがないかを点検 します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ベ ローズ、レベリング・バルブ及びパ の接続部などに石けん水を点検 て、エア漏れがないかを点検 します。
		ベロー ズの損 傷				3月 距離	3月 距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態を、ベ ローズに損傷がないかを目視など により点検します。
		取付部 及び連 結部の 並み損 傷				3月 距離	3月 距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、次 の点検を行います。 ・ ラジアン・ロード、スタビライ ザ、リンク・ジョイントの取付部と連 結部に緩みがないかをスパナなど により点検します。 ・ 取付部及び連結部に損傷がない かを目視などにより点検します。
		レベリ ング・ バルブ の機能				12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両を水平な場所に置き、エア・ タンク内圧が規定の範囲にあり と確認した後、規定の範囲に ベローズスケールなどにより点検 します。 (ただし、規定の方法により点検を行 うこととされている場合には、その 方法により点検します。)
	ショッ ク・ア ブソー バ	油漏れ 及び損 傷	2年	12月	12月	3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、目 視などにより、次の点検を行いま す。 ・ ショック・アブソーバに油漏れ 及び損傷がないか。 ・ 取付部に損傷がないか。
動力伝達装置	クラッ チ	ペダル 遊び の切れ 、たの とき	1年	6月	6月	3月		<ul style="list-style-type: none"> ○ クラッチ・ペダルを手で抵抗を感 じまるか、遊びの量などが規定より にすぎないかをスケールなどにより 点検します。 ○ レリーズ・フォーク先端を手で動 かし、量が規定の範囲にあるかを スケールなどにより点検します。 (無調整式レリーズ・シリンダの場合 は点検は不要です。) ○ アイドリング状態でパーキング・ ブレーキを確実に作動させ、さら にブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1 速にシフトしてクラッチ・ペダルを 徐々に離し、クラッチ・ペダルを直 前のクラッチ・ペダルと床板とのす き間(又は、床いっぱいまでクラッチ

						・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
	作用		6月	6月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検します。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検します。 ○ クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検します。
	液量		12月	12月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検します。
トランスミッション・トランスファー	オイル漏れ、オイル量	1年距離	6月距離	6月距離	3月距離	<p>(オイル漏れの点検)</p> <p><M/T車></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検します。 <p><A/T車></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検します。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。 <p>(オイル量の点検)</p> <p><M/T車></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検します。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略できます。) <p><A/T車></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジン暖機し、アイドル状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両によっては、Nレンジ)に戻します。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検します。(トランスミッションオイルのレベル・ゲージがない場合には、この点検は不要です。) ○ レンジ操作の際、シフト・レバーに異様な重さやたががなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検します。
ペシトラ・フドトラ・フプラヤ、イシト	連結部の緩み	1年距離	6月距離	6月距離	3月距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、フロア・シャフトのジョイント・フトレンジ・ヨーク取付ボルト・ナット・センタ・ベアリング・ブレット、取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。
	自在継手部(ユニバー	2年	12月	12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視

		サル・イ ント ダ ツ 裂 傷					などにより点検しま す。また、ブ ツからの緩みや ランプの緩みや より点検しま す。
		継手 部の た		12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、プ ラ・シャフト、ドライブ・シャ フトを手で動かし、次の点検を行 います。 ・ 回転方向に動かすことで、主に スプライン部の摩擦などによる たがないかを点検します。 ・ 上下、左右に動かすことで、主 に自在継手部の摩擦などによる たがないかを点検します。
		センタ ・ベア リング のた		12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、セ ンタ・ベアリング付近のシャフトを 手で上下、左右方向に動かし、た がないかを点検します。
	デ レン シ ヤル	オイル 漏れ、 オイル 量	2年 距離	6月 距離	6月 距離	3月 距離	○ リフト・アップなどの状態で、デ ファレンシャル周辺からオイル漏れ がないかを目視などにより点検しま す。 ○ リフト・アップなどの状態で、フ イラ・プラグを取り外してプラグ穴 に指を入れるなどしてオイル量を点 検します。 (オイル漏れがなければ、オイル量は 正常と判断して、この点検を省略で きます。)
電 気 装 置	点 火 装 置	点 火 プ ラ グ (ス パ ク ・ プ ラ グ) の 状 態	1年 距離	6月 距離	6月 距離	3月 距離	○ スパーク・プラグ（白金プラグ及 びイリジウム・プラグを除く。）を 取り外し、次の点検を行います。 ・ 電極に汚れ、損傷及び摩擦がな いか、また、絶縁端子に焼損がな いかを目視などにより点検しま す。 ・ 中心電極と接地電極とのすき間 (プラグ・ギャップ)が規定の範 囲にあるかをプラグ・ギャップ・ ゲージなどにより点検します。
		点 火 時 期	1年	6月	6月	3月	○ ディストリビュータを有する自動 車にあっては、エンジン暖機後、規 定のアイドリング回転数で、タイ ミング・ライトなどを用いて、点 火時期が適切であるかをクランク などの合わせマークを見て点検し ます。
		デ ィ ス ト リ ビ ュ ー タ の キ ャ ッ プ の 状 態	1年	12月	12月	12月	○ ディストリビュータを有する自動 車にあっては、ディストリビュー タのキャップを取り外し、目視など により、次の点検を行います。 ・ キャップ及びロータの汚れがな いか。 ・ ハイテンション・コードの差込 部に緩み、さびなどがいないか。 ・ キャップ内側各端子(セグメント)に焼損及びさびがないか。 ・ キャップの合わせ面がほこりな どで汚れていないか。 ・ センタ・ピースに損傷及び摩擦 がないか、かつ、スプリングにへ たりなどがいないか。
	バッテ	ターミ	1年	12月	12月	3月	○ ターミナル部が、緩みや腐食によ

	リ	ナル部 の接続 状態						り接続状態が不良でないかを点検します。
	電気配線	接続部の緩み及び傷	2年	12月	12月	3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン・ルーム内での電気配線について、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続部が緩みがないか ・ 電気配線が損傷がないか ・ クラッチケーブルが配線が正しいか ・ それに応じて、必要に応じて点検します。 ○ エンジン・ルーム内での電気配線について、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続部が緩みがないか ・ 電気配線が損傷がないか ・ クラッチケーブルが配線が正しいか ・ それに応じて、必要に応じて点検します。
原動機 (エンジン)	本体	低速との加速状態		12月	12月	3月		<ul style="list-style-type: none"> ○ エンジンアイドリング時の回転数を点検します。 ○ エンジンアイドリング時の回転数を点検します。
		排気の状態	1年	6月	6月	3月		<p><ガソリン車、LPG車></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン回転計の数字が規定範囲にあるかを確認し、排気の色が白煙や黒煙でないかを目視します。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテストにより点検します。 <p><ディーゼル車></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エンジンで、異状などを目視などに黒煙を排出していないかを確認します。
		エア・エレメントの状態	1年距離	6月距離	6月距離	3月距離		<ul style="list-style-type: none"> ○ エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷がないかを目視などにより点検します。
		エア・クリーナの汚れと量			6月			<ul style="list-style-type: none"> ○ エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検します。また、オイルの量が規定範囲にあるかを目視などにより点検します。
		シリンダ・ヘッドとマニホールド各部の締付状態				12月		<ul style="list-style-type: none"> ○ シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかを確認します。 <p>(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要です。)</p>
	潤滑装置	オイル漏れ	1年	6月	6月	3月		<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか ・ オイル・クーラ・ホースなど劣化による腐食や亀裂、損傷がないか

	燃料装置	燃料漏れ	2年	12月	12月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、エキシヤブレータ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 ・ フューエル・ホース及びパイプに亀裂及び損傷がないか。 ・ ホース及びパイプのランプの取付けに緩みがないか。 ・ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	冷却装置	ファン・ベルトの緩みと損傷	1年	6月	6月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定められたブリーディングの間、ベルトの張力を調整し、規定の範囲内に保たせる。また、ベルトの張力が規定値以内にあるかを確認する。 ○ ベルトの全周に亀裂や側面に、摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
		水漏れ	1年	12月	12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ アイドリング状態で、ラジエーター・ホースなどにより水漏れがないかを点検する。 ○ ラジエーター・ホースの劣化やクラックなどに点検する。
	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	プロバイス装置	メタリングバルブの状態	2年	12月	12月	12月
		配管の損傷	2年	12月	12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目視などにより、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 ・ クランプの取付状態に異常がないか。
	燃料蒸気抑制装置	配管等損傷	2年	12月		12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホース、パイプなどに損傷がないかを点検する。
		チャコ・ニキヤタの詰り及び損傷	2年	12月		12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ チャコ・ニキヤタの詰り及び損傷がないかを点検する。 ○ パーエール・コンロク・バルブのフューエル・タンク側を詰まりがないかを点検する。 ○ フューエル・タンク側を詰まりがないかを点検する。 ○ パーエール・コンロク・バルブのフューエル・タンク側を詰まりがないかを点検する。 ○ フューエル・タンク側を詰まりがないかを点検する。

							○ ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。
	チェック・バルブの機能	2年	12月		12月		○ チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
一酸化炭素等防止装置	反式触媒等ガス排出装置の緩衝機能	2年	12月	12月	12月		○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ 触媒などの排気ガス減少装置本体の取り付けに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・ 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検します。 (遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略できます。) ・ 排気温度警告装置の配線の取り付けに異常がないかを目視などにより点検します。
	二次空気供給装置の機能	2年	12月	12月	12月		○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
	排気ガス再循環装置の機能	2年	12月	12月	12月		○ エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
	減速時排気減少装置の機能	2年	12月	12月	12月		○ ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
	配管の損傷と取り付け状態	2年	12月	12月	12月		○ ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検します。
警音器(ホーン)、窓拭器(ワイパー)、洗浄液噴射装置(ウインド・ウォッシャ)、デフロスタ装置(ステアリング・ロック)	作用		12月	12月	12月		(ホーンの点検) ○ ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検します。 (ワイパー及びウインド・ウォッシャの点検) ○ 次の点検を行います。 ・ ウインド・ウォッシャ液の量が適当か。 ・ ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 ・ ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 ・ ワイパーの払拭状態が不良でないか。 (デフロスタの点検) ○ デフロスタを作動させ、吹き出し

							<p>口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検します。 (ステアリング・ロックの点検)</p> <p>○ エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検します。</p>
エグゾースト・パイプとマフラ	取付けの緩みと損傷	1年距離	12月距離	12月距離	3月距離		<p>○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エグゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺るなどして点検します。 ・ エグゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・ ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検します。 ・ エグゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検します。 ・ エグゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検します。 ・ エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検します。
	マフラの機能	2年	12月	12月	12月		<p>○ エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検します。</p>
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水		6月	6月	3月	3月	<p>○ エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検します。</p>
	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータとバルブの機能		12月	12月	12月		<p>(エア・コンプレッサの点検)</p> <p>○ エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることでより点検します。</p> <p>(プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの点検)</p> <p>○ エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検します。</p>
高圧ガスと燃料装置等	導管、継手部分のガスと漏れ損傷	1年	6月		3月		<p>○ リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベーパーライザ、導管及び継手部に石けん水を塗るなどの方法により、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ・ 導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
	ガス容器取付部の緩みと損傷	2年	12月		12月		<p>○ リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、ガス容器又はコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。</p>
	ガス容器及びガス容器付属	1年	6月		3月		<p>○ リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、目視などにより、次の点検を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の一部又は全部に膨張又は

	品の損傷						<ul style="list-style-type: none"> 変形を器に生じていないか。局部的な損 傷が継目な衝撃を器の繊維が破断がな どの復割ネッ保護スに曲又歪み は、ケナ形が
車枠(フレーム)、車体(ボディー)	非常口の扉の機能				3月		○ 非常口の扉がスムーズに開き、確認の要ないことを点検する。
	緩み及び損傷	2年	12月	12月	3月	3月	<p><乗用車など> リフト・クボなど、リットパナレ傷点</p> <p>○ 緩み及び損傷</p> <p>○ ク・ド・ア、ツナ</p> <p>○ 貨物車など</p> <p>○ レンバなどが</p> <p>○ チル部</p> <p>○ ブド目機能</p> <p>○ 物が入る</p> <p>○ ドアなどを</p> <p>○ タイヤの</p> <p>○ スペアタイヤ</p>
	スペアタイヤの取り付け、緩み、及び損傷				3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ スペアタイヤの取り付け、緩み、及び損傷を点検する。 ○ タイヤの ○ スペアタイヤ

						により点検します。
	スベア スタイヤ の取付 状態			3月	3月	○ スベアタイヤを取り付ける際に次の点検を行います。 ・ スベアタイヤの付装置のハンド ルが円滑に回るこ及び吊上チェ ーンにねじれや規定トルクで締め 付けます。 ・ スベアタイヤを取り付け後、い スベアタイヤに異常な傾きがない かを目視などにより点検します。 また、タイヤの異音や異臭を強く 押し当てて点検します。
	ツール ボックス の取付 部及び 緩み損 傷			3月	3月	○ ツールボックスの取付部に緩み がないかを点検します。 また、損傷がないかを点検しま す。
連結装置	カブラ の機能 及び損 傷			12月	12月	○ 平坦な場所で、トレーラなどとの 連結及び切離しが行える かを点検します。 ○ カブラの取付部に緩みがないかを スパナなどにより点検します。 ○ シャフト及び軸部、ジョイント、 ピン、及び損傷、及び点検しま す。 ○ シャフト及び軸部、ジョイント、 ピン、及び損傷、及び点検しま す。 ○ カブラ・サドル(ベース)の上面に 損傷及び摩耗がないかを点検しま す。
	キング ピン 及び ネット の摩 耗、 亀裂 及び 損傷				12月	○ トレーラのキングピン及びキング ピン・プレートに亀裂、摩耗及び 損傷がないかを点検します。 また、キングピン及びネットに 損傷がないかを点検します。 ○ ネット・アイに亀裂、摩耗及び 損傷がないかを点検します。 また、取付部に緩みがないかを スパナなどにより点検しま す。
	ピント ル・フ ック の摩 耗、 亀裂 及び 損傷			12月		○ ピントル・フックに亀裂、摩耗及 び損傷がないかを点検します。 また、取付部に緩みがないかを スパナなどにより点検しま す。
座席	※座席 ベルト (シ ート ・ベ ルト) の状 態	12月		12月		○ シート・ベルトに損傷がないかを 目視などにより点検します。 また、バックルを操作したとき、 バックルが正常に動作するかを 点検します。
開扉発車 防止装置	機能			12月		○ 乗降口の扉を開いたとき、運転席 の警報装置が作動するか、また、 扉を閉じた後、発車をしないかを 点検します。
その他	シャシ 各部 給油 状態	6月	6月	3月	3月	○ シャシ各部の給油脂の状態が十分 であるかを点検します。 ○ 給油脂部のダスト・ブーツの破損 及びグリス・ニップルの脱落及

						<ul style="list-style-type: none"> ○ び緩みを点検し、まは、自動給脂装置のランプの作りによる点検項目を点検する。点検項目は、自動給脂装置のランプの作りによる点検項目を点検する。
	車載式故障診断の結果	12月	12月		12月	<ul style="list-style-type: none"> < スキヤンツールを用的る場合> 式を ○ 故障診断の結果を、車載式を < 故障診断の結果を、車載式を ○ 故障診断の結果を、車載式を

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法	
		自家用乗用 など	自家用貨物 など		
かじ取り装置 (ハンドル、 フロント・ フォーク)	ハンドル	操作具合	2年	1年	<ul style="list-style-type: none"> ○ フロント・ホイールを浮かせて、手でハンドルを左右に動かして、スムーズに動くかを点検する。 ○ ハンドルに対して前輪の曲がり(ひねり)がないかを目視などにより点検する。 ○ 走行して、ハンドルが異状に振れたり、取れないか、また、操作が異常に重くないかを点検する。
	フロント・フォーク	損傷	2年	1年	<ul style="list-style-type: none"> ○ フロント・フォークに損傷及び曲がりがないかを目視により点検する。 ○ フロント・フォークを上下に作動させ、フロント・フォークに異音、油漏れがないかを点検する。
		ステアリング・ステムの取付状態	2年	1年	<ul style="list-style-type: none"> ○ ステアリング・ステムの締付ボルト及びナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
		ステアリング・ステムの軸受部がた	1年	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホイールを浮かした状態で、手でフロント・フォークの下部を前後に動かして、軸受部がたがないかを点検する。 ○ 軸受部がたがないかを点検する。 ○ 必要がある場合には、ステアリング・ステムを外し、摩耗、亀裂、曲がりなどを点検する。
制動装置 (ブレーキ)	ブレーキレバー及びブレーキペダル	遊び	1年	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキペダルを踏んだときに、ブレーキレバーがスムーズに動くかを点検する。 ○ ブレーキペダルを踏んだときに、ブレーキレバーがスムーズに動くかを点検する。

キ)				<p>点検により、ブレーキがエアーが混入して、ブレーキが正常に動作しない場合があります。</p> <p>○ スケールなどに汚れが付いて、ブレーキの動作に影響を及ぼす場合があります。</p>
	ブレーキの効き具合	1年	6月	<p>○ 乾燥した路面を走り、ブレーキを踏いた際に、ブレーキが正常に動作しない場合があります。</p>
ロッド及びケーブル類	緩み、がた及び損傷	1年	6月	<p>○ ブレーキケーブルの緩みや損傷がないかを確認し、必要に応じて調整を行います。</p> <p>○ ロッド及びケーブルの緩みや損傷がないかを確認し、必要に応じて調整を行います。</p>
ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	1年	6月	<p>○ ホース、パイプの漏れ、損傷、取付状態を確認し、必要に応じて交換を行います。</p> <p>○ ホース、パイプの接続部分を確認し、必要に応じて調整を行います。</p>
マスタ・シリンダー、ホーシ、ルンディンギンギ	機能、摩耗及び損傷	2年	1年	<p>○ マスタ・シリンダーの機能、摩耗、損傷を確認し、必要に応じて交換を行います。</p> <p>○ マスタ・シリンダーの動作を確認し、必要に応じて調整を行います。</p>
	液漏れ	1年	6月	<p>○ マスタ・シリンダーの液漏れを確認し、必要に応じて交換を行います。</p>
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングのすき間	1年距離	6月距離	<p>○ ブレーキ・ドラムとライニングのすき間を確認し、必要に応じて調整を行います。</p>
	シムラの摺動部分及びライニングの摩耗	1年距離	6月距離	<p>○ シムラの摺動部分及びライニングの摩耗を確認し、必要に応じて交換を行います。</p> <p>○ シムラの摺動部分及びライニングの動作を確認し、必要に応じて調整を行います。</p>

				シユの一のを取るり外し、シユのの摺動 部の摩及びスムのねす。	
		ドラムの摩 耗及び損傷	2年	1年	○ ブレーム・キーを動作させ、ブレーキ・ アーム・キーをブレイク・パッドを傷 （エン）に近づけ、ブレーキ・パッド し、ブレーキ・パッドの摩耗を点検し 、ブレーキ・パッドの摩耗を点検し 、超ジョイントなど
ブレーキ ・ディスク 及びパ ッド		ディスクと パッドとの すき間	1年 距離	6月 距離	○ ブレーキを数回動作させ、パッドを 安定させ、ブレーキを引 きかかると点検します。
		パッドの摩 耗	1年 距離	6月 距離	○ キャリパー・ボデーの点検 ウェアにより、必要に応じて 交換してください。
		ディスクの 摩耗及び損 傷	2年	1年	○ ディスクに摩耗及び損傷がないか を目視などにより点検します。
走行装置	ホイール	タイヤの状 態	1年 距離	6月 距離	○ タイヤの全周に釘、石、偏摩 損傷がないかを点検します。 ○ ウェア・溝の深さを点検 します。
		ホイール・ ナット及び ホルトの緩 み	1年	6月	○ アクスル・シャフト及びボルト の緩みを点検します。
		フロント・ ホイール・ ベアリング の音がた	1年 距離	6月 距離	○ フロント・ホイール・ベア リングの音がたつ場合は、 オイルを補充してください。
		リヤ・ホイ ール・ベア リングのた	1年 距離	6月 距離	○ タイヤの両端に手かきをして 、リヤ・ホイール・ベア リングの音がたつ場合は、 オイルを補充してください。

					<p>検査します。</p>
緩衝装置	サスペンション・（グム）	連結部及びアームの損傷	2年	1年	<p>○ スイング・アーム、リンクなどの揺すまぬに、目視などにより点検します。</p> <p>○ スイング・アームに損傷などがなす。目視などにより点検します。</p> <p>○ スイング・アームに損傷などがなす。目視などにより点検します。</p> <p>○ スイング・アームに損傷などがなす。目視などにより点検します。</p>
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	2年	1年	<p>○ フロント・フォーク及びリヤ・ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないかを目視などにより点検します。</p>
動力伝達装置	クラッチ	クラッチ・レバーの遊び	1年	6月	<p>○ クラッチ・レバーを引くときの遊びを規定値以内にするか目視などにより点検します。</p>
		作用	2年	1年	<p>○ アイドリング状態でクラッチ・レバーを引くと、クラッチ音が異なるといいます。クラッチ・レバーを引くと、クラッチ音が異なるといいます。</p> <p>○ クラッチ・レバーを引くと、クラッチ音が異なるといいます。</p> <p>○ クラッチ・レバーを引くと、クラッチ音が異なるといいます。</p>
	トランスミッション	油漏れ及び油量	1年距離	6月距離	<p>○ トランスミッション周辺から油漏れがないかを目視などにより点検します。</p> <p>○ 車を水平な状態にして、エンジン停止後、油量表の針が規定値に安定しているかを確認します。</p>
	プロペラシャフト及びドライブシャフト	継手部のた	2年	1年	<p>○ エンジンを止めた状態で、リヤ・ホイールを浮かせて1速の位置に変え、エンジン停止後、リヤ・ホイールを回して、リヤ・ホイールがスムーズに回転するかを確認します。</p> <p>○ ブーツに亀裂及び損傷がないか目視などにより点検します。</p>
	チェーン及びスプロケット	チェーンの緩み	1年	6月	<p>○ リヤ・ホイールを浮かせて、チェーンの緩みを点検します。給油状態を確認し、チェーンの中央部分を上下に動かして、チェーンのたるみを確認します。</p>
	スプロケットの取付状態及び摩耗	1年	6月	<p>○ スプロケットの取付ナット及びボルトに緩みがないかを確認します。</p> <p>○ スプロケットに摩耗及び損傷がないかを目視などにより点検します。</p>	

	ドライブ・ベルト	摩耗及び損傷	1年 距離	6月 距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ アイドリリング又は空ぶかしの状態 ○ 異音がなると、変速機が滑るかを点検します。
電気装置	点火装置	点火プラグ（スパーク・プラグ）の状態	1年 距離	6月 距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ スパーク・プラグ（白金プラグ）及びスパーク・プラグの点検（白を除く。）を、及びイリジウム・プラグの点検（白金を除く。）を、及び電極に汚れ、損傷及び摩耗がないかを点検し、必要に応じて交換します。 ○ 電極の絶縁が破損していないかを点検し、必要に応じて交換します。 ○ 電極と接地電極との間隙（プラグ・ギャップ）が規定の範囲内であることを確認します。
			1年	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン暖機後、アイドリリング状態でタイミンクが適切であるかを点検し、必要に応じて調整します。
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	1年	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ターミナル部に、緩み及び腐食がないかを点検し、必要に応じて調整します。
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	2年	1年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気配線の接続部に緩みがないかを点検し、必要に応じて調整します。 ○ ハンドル・フロント・フットレスト・エンジン・ガード・スロットル・ケーブル・ワイヤー・ケーブルなどを点検し、必要に応じて調整します。 ○ 電気配線に損傷がないかを点検し、必要に応じて調整します。
原動機（エンジン）	本体	低速及び加速の状態	1年	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン暖機後、アイドリリング状態で、アイドリリング回数が規定の範囲内にあるかを点検し、必要に応じて調整します。 ○ エンジン暖機後、アイドリリング状態で、アイドリリング回数が規定の範囲内にあるかを点検し、必要に応じて調整します。 ○ エンジン暖機後、アイドリリング状態で、アイドリリング回数が規定の範囲内にあるかを点検し、必要に応じて調整します。
		排気の状態	1年	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン暖機後、アイドリリング状態で、アイドリリング回数が規定の範囲内にあるかを点検し、必要に応じて調整します。 ○ 排気の色が白煙及び黒煙でないかを点検し、必要に応じて調整します。 ○ 以下の項目に異常がないことを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 炭化水素（HC）及びCO・H2O（炭化水素）の排出濃度を点検する。 確認項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ エンジンオイルの汚れ及び量 ・ スロットルバルブ及びチョークバルブの作動 ・ 燃料装置のリンク機構の状態 ・ エグゾーストパイプ、マフラーの緩み及び損傷 ・ 原動機具及び異音 ・ キャブレターの同調 ・ 原動機本体の弁すき間 ・ 低速及び加速の状態 ・ 点火時期 ・ プロバイ・ガス還元装置の配管の損傷

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷及び取付状態の二次空気供給装置の機能 ・ マフラーの機能 	
	エア・クリナー・エレメントの状態	1年 距離	6月 距離	○ エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検します。	
潤滑装置	油漏れ	1年	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ シリンダ、クランク・ケース、オイル・パイプ、オイル・ホースなどから油漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ 2サイクル・エンジンにあっては、オイル・ポンプの取付部、オイル・タンクなどから油漏れがないかを目視などにより点検します。 	
燃料装置	燃料漏れ	1年	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ フェューエル・タンク、フェューエル・コック、ホース、パイプ及びキャブレターなどから燃料漏れがないかを、フェューエル・コックのすべての替位置で目視などにより点検します。 ○ フェューエル・ホース及びパイプに損傷及び劣化がないかを目視などにより点検します。 	
	リンク機構の状態	1年	6月	○ リンク機構がスムーズに動くかをスロットル・グリップの操作により点検します。	
	スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの作動状態	1年	6月	○ スロットル・バルブ及びチョーク・バルブがスムーズに動くかをスロットル・グリップ、チョーク・レバーなどを操作して点検します。	
冷却装置	水漏れ	1年	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ アイドリング状態又はラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォーター・ポンプ、ラジエータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ ラジエータ・ホースに損傷及び劣化がないか、かつ、ホースのクランプ類に緩みがないかを目視などにより点検します。 	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止	ブローバイ・ガス還元装置	2年	1年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目視などにより、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホース、パイプなどの配管に劣化及び損傷がないか。 ・ クランプの取付状態に異状がないか。 	
	燃料蒸発抑制装置	配管等の損傷	2年	1年	○ ホース、パイプなどに損傷がないかを目視などにより点検します。
		チャコール・キャニスタの詰まりと損傷	2年	1年	<ul style="list-style-type: none"> ○ チャコール・キャニスタのフェューエル・タンク側を取り外し詰まりがないかを点検します。 ○ バルブのフューエル側を強く吹き通し、吸い出すとき、吸い出す側を強く吹いたとき、通気口から強く吹いたとき、通気口の開放を点検します。 ○ チャコール・キャニスタの損傷がないかを目視などにより点検

装置				ます。
	チェック・バルブの機能	2年	1年	○ チェック・バルブを取り外すなどならがし、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを当てるなどして点検します。
	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2年	1年
	配管の損傷及び取付状態	2年	1年	○ ホース及びパイプに損傷、外れなどが目視などにより点検します。
エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	1年	6月	○ エグゾースト・パイプとマフラの接続部及び取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ○ 損傷、排気ガスの漏れ及び他の部分との接触のおそれがないかを目視などにより点検します。
	マフラの機能	2年	1年	○ エンジンの回転数を変化させて、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検します。
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	1年	6月	○ ベーパーライザ、導管及び継手部に石けん水などを塗って、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ 導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
	ガス容器取付部の緩み及び損傷	2年	1年	○ ガス容器又はコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。
	ガス容器及びガス容器付属品の損傷	1年	6月	○ 目視などにより、次の点検を行います。 ・ 容器の一部又は全部に膨張又は変形を生じていないか。 ・ 容器表面に変色又は局所的な損傷がないか。 ・ 継目なし容器の場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないか。 ・ 複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないか。 ・ ネットリングがある容器の場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないか。
フレーム	緩み及び損傷	1年	6月	○ フレームなどのボルト及びナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、フレームなどに損傷がないかを目視などにより点検します。
その他	シャシ各部の給油脂状態	1年	6月	○ シャシ各部の給油脂状態が十分であることを目視などにより点検します。

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」や「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果又は点検を行わなくとも使用状況等によって、清掃、調整、交換などの整備が必要となった

場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。
整備の際に、安全な場所を確保することや、整備作業を行う際には、知識、技量の範囲内で行う。

- ① 適切な工具を使用する。
- ② エンジンブレーキ・レバーを十分に引き、車輪に輪止めをかけるなどして、車両を動かさないようにして行う。
- ③ 自動車をリフト・アップする場合には、適切なジャッキ、スタンド、リフトなどを使用して安全に行う。(自動車に備付けの簡易なジャッキは、タイヤ交換時に使用するものです。)
- ④ 廃棄部品や油脂液類は、環境に悪影響を与えないよう適切に処理を行う。
- (1) 四輪自動車など

装置	整備項目	整備の実施方法	注意事項
制動装置(ブレーキ)	ブレーキ液の補給	<ol style="list-style-type: none"> (1) ブレーキ液が不足している場合は、ブレーキ液のリザーバ・タンクのキャップを外し、上限(MAX)までブレーキ液を補給します。 (2) 補給後は、キャップを確実に締め付けます。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) ブレーキ液は、上限(MAX)を超えて補給しないでください。 (2) ブレーキ液を補給するときは、タンク内にごみなどが入らないように十分注意してください。 (3) ブレーキ液を補給するときは、こぼさないようにしてください。車体にこぼしたときは、拭き取ってください。 (4) 補給はエンジンが冷えてから行ってください。エンジン温度が高いときに、排気系統へブレーキ液が付くと発煙する危険があります。 (5) ブレーキ液は、車両にあった品質のものを使用してください。(ブレーキ液の規格は、リザーバ・タンクのキャップの上面などに表示してあります。)異質のものを混用すると、性能が低下したり、ホースなどのゴム部品の損傷を早めるおそれがあります。 (6) ブレーキ液の減り具合が著しいときは、ブレーキシステムの液漏れが考えられます。
走行装置	タイヤの交換	<ol style="list-style-type: none"> (1) 工具、ジャッキ及びスペア・タイヤを取り出します。 (2) 駐車ブレーキ・レバーを十分に引き、交換するタイヤと対角線のタイヤ(例：右後輪を交換する場合は左前輪)の前後に輪止めをかけます。 (3) 交換するタイヤに近いジャッキ・ポイントにジャッキをかけます。 (4) ホイール・レンチでホイール・ナットを少し(約1回転)緩めます。 (5) タイヤが地面から少し浮くまで静かにジャッキ・アップします。 (6) ホイール・ナットを外し、タイヤを交換します。 (7) 大型車のタイヤ交換の場合には、「3のホイール・ナットの損傷及びホイール・ボルトの点検(大型車における点検方法)」に示す方法による点検を行います。 (8) ディスク・ホイールがたつかない程度までホイール・ナットを締め付けます。このとき、斜め部(ディスク・ホイール面)が均等に密着するように締め付けます。 (9) ジャッキを下げ、ホイール・ 	<ol style="list-style-type: none"> (1) ジャッキ・アップ中は危険ですからエンジンかけたり、車の下に潜り込んだり、のぞき込まないようしてください。 (2) 取り出したスペア・タイヤは、ジャッキが外れたときの危険防止のため、ジャッキ近側の車体下に置きます。 (3) 締め付けるときは、レンチを足で踏んだり、パイプなどを使用して必要以上に締め付けないでください。 (4) 万一、パンクにより路上でタイヤを交換するときは、交通の邪魔にならないよう、安全に作業できる平らな地面の硬いところを選びます。また、非常点滅表示灯や停止表示器材で後続車に注意を促し、同乗者は降ろしてください。 (5) インナー・ナット付ダブル・タイヤの場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 内側と外側のエア・バルブ位置をずらして取り付けてください。 ② 内輪を交換したときは、インナー・ナットを完全に締め付けた後、外輪を取り付けてください。 ③ 外輪だけを交換するときは、インナー・ナットが確実に締め付けられていることを確認してください。 (6) 車によっては、ホイール・ナットが、車両の右側のもは右ねじ、左側のもは左ねじになっているものがありますので、緩めたり締め付けたるときは、その方向に注意してください。 (7) ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互にかつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて

	噴射装置（エンジンオイル・ウシナ液装缶・ドットなど）		
原動機（エンジン）	エア・クレーン交換、エレメントの交換	(1) クリッ、ナットなどの締め付け、紙の傷、圧縮機など。お、湿式ろ紙と目詰まりの場合、清掃してください。 (2) 付外し、紙を傷つけないよう、圧縮機を交換する際は、エレメントの取付方向が正しいことを確認してください。 (3) エレメントの取付方向が正しいことを確認してください。 (4) カバーを取り付け、クリッ、ナットなどの締め付けを確認してください。	(1) カバーを取り外したとき、ナットをキャブレター内などに落としたりしないようにしてください。 (2) カバー、ナットをエンジン・ルーム内に置いたり部品が破損するおそれがあります。
	エンジン・オイルの補給	(1) オイル・フィルタ・キャップを外し、オイルを補給します。 (2) オイル補給後、オイルの量が規定範囲にあるかを確認します。 (3) オイル・フィルタ・キャップを確実に取り付けます。	(1) 作業は平坦な場所で行います。 (2) オイルは、車両にあった品質のものを使用してください。 (3) 補給するときは、オイル・フィルタからごみなどが入らないようにしてください。 (4) オイルの量は規定の範囲の上限(MAX)を超えないようにしてください。 (5) オイルをこぼしたときは、完全に拭き取ってください。
	ジーゼル車の燃料フィルタの水抜き	燃料フィルタまたは水分离器の底に水をため、排水を緩やかに操作してください。	周囲に付着した燃料をよく拭き取ってください。
	ジーゼル車の燃料系統のエア抜き	(1) 燃料フィルタより緩やかにエアを抜き、エンジンが回ります。 (2) エア泡がなくなると、エンジンが回ります。 (3) エア抜き後は、プライミングを固定します。	(1) エア・プラグ、燃料フィルタなどから燃料漏れがないかを確認します。 (2) 周囲に付着した燃料をよく拭き取ってください。
	冷却水の補給	(リザーバ・タンク付きの車両) (1) 冷却水が不足している場合は、リザーバ・タンクのキャップを外し、タンクの上限(FULL)まで冷却水を補給します。 (2) 通常は、ラジエータ・キャップを外さないでください。ただし、リザーバ・タンクに冷却水がないときは、ラジエータのキャップを外し、ラジエータのキャップを元に戻し、冷却水を補給してください。	(1) 冷却水は上限(FULL)を超えて入れないでください。 冷却水の温度が高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です。水温が下がってから、布きれなどでキャップを包み静かに開けてください。 (2) 冷却水の減り具合が著しいときは、ラジエータ本体、ホースなどからの水漏れが考えられます。

		<p>(3) 補給後はキャップを確実に取り付けます。 (リザーバ・タンクなしの車両)</p> <p>(1) ラジエータ・キャップを外し、冷却水を規定の量まで補給します。 (2) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。</p>												
冷却水の交換	<p>(冷却水の抜き方)</p> <p>(1) ラジエータ・キャップを外し、次にドレン・プラグを外し、冷却水を抜きます。 (2) リザーバ・タンクの冷却水も同時に抜きます。 (冷却水の入れ方)</p> <p>(1) ラジエータのドレン・プラグを確実に締め付けます。 (2) 室内のヒータの温度調整レバーを「HOT」の位置にします。 (3) リザーバ・タンク付きの車両の場合は、冷却水をラジエータの口元まで入れ、次にリザーバ・タンクの上限(FULL)まで入れます。 また、リザーバ・タンクなしの車両の場合は冷却水をラジエータの規定の量まで入れます。 (4) 補給後はキャップを確実に取り付けます。 (5) エンジン^をを始動させ、しばらくたってからエンジンを停止させ、ラジエータ・キャップを外して冷却水の減り具合を確認し、減り具合が著しいときは、冷却水を補給します。 (6) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。</p>	<p>(1) 冷却水の温度が高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です。水温が下がってから、布きれなどでキャップを包み静かに開けてください。 (2) ロング・ライフ・クーラント、不凍液などは、車両にあった品質のものを使用してください。</p>												
その他	<p>洗浄液噴射装置(洗剤液・ウォッシュ液)の補給</p> <p>ウィンド・ウォッシュ液の原液の希釈割合は気温によって異なるので、次の割合を参考にして希釈した洗浄液をタンクに補給します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用地域・季節</th> <th>希釈割合</th> <th>凍結温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常</td> <td>原液 1 に水 2</td> <td>-10℃ 程度</td> </tr> <tr> <td>寒冷地の冬季</td> <td>原液 1 に水 1</td> <td>-20℃ 程度</td> </tr> <tr> <td>極寒冷地の冬季</td> <td>原液のまま</td> <td>-50℃ 程度</td> </tr> </tbody> </table>	使用地域・季節	希釈割合	凍結温度	通常	原液 1 に水 2	-10℃ 程度	寒冷地の冬季	原液 1 に水 1	-20℃ 程度	極寒冷地の冬季	原液のまま	-50℃ 程度	<p>タンクが空のままウィンド・ウォッシュ液を使用すると、モーターが破損することがあります。</p>
使用地域・季節	希釈割合	凍結温度												
通常	原液 1 に水 2	-10℃ 程度												
寒冷地の冬季	原液 1 に水 1	-20℃ 程度												
極寒冷地の冬季	原液のまま	-50℃ 程度												
窓拭器(ワイパー)のブレードの交換	<p>ワイパーのアームを起こし、ブレード取付部を外してブレードを交換します。</p>	<p>(1) 車の種類により左右のブレードの長さが異なる場合がありますので、取り外す前に長さを確認しておいてください。 (2) 収納型ワイパー(コンシールド・タイプ)の場合は、ワイパーを作動させ、アームが上方に向いたときエンジン・スイッチを切り、作動を停止させてから作業します。 なお、アームを起すことと作業させると車体に傷を付けることがあります。 (3) ブレードを取り外したとき、アームを倒すとガラスに傷を付けることがあります。</p>												

(2) 二輪自動車

装置	整備項目	整備の実施方法	注意事項
制動装置 (ブレーキ)	ブレーキ液の補給	<p>(1) ブレーキ液が不足している場合は、ブレーキ液のリザーバ・タンクのキャップを外し、上限(MAX)までブレーキ液を補給します。</p> <p>(2) 補給後は、キャップを確実に締め付けます。</p>	<p>(1) ブレーキ液は、上限(MAX)を超えて補給しないでください。</p> <p>(2) ブレーキ液を補給するときは、タンク内にごみなどが入らないように十分注意してください。</p> <p>(3) ブレーキ液は、車両にあった品質のものを使用してください。異質のもの混用すると性能が低下することがあります。</p> <p>(4) ブレーキ液の減り具合が著しいときは、ブレーキシステムの液漏れが考えられます。</p>
	フロントブレーキ・リヤブレーキの遊びの調整(ディスクブレーキを除く。)	<p>(1) ブレーキケーブルのブレーキレバー側又はブレーキ・パネル側のアジャスタにより遊びを調整します。</p> <p>(2) 調整後は、ブレーキレバーを手で引き、遊びの量を確認します。</p> <p>(3) 遊びの量は車の種類により異なりますので、方法を確認してください。</p>	
	リヤブレーキ・ペダルの遊びの調整(ディスクブレーキを除く。)	<p>(1) ブレーキ・パネル部のアジャスタにより遊びを調整します。</p> <p>(2) 調整後は、ブレーキペダルを手で押し、遊びの量を確認します。</p> <p>(3) 遊びの量は車の種類により異なりますので、方法を確認してください。</p>	
緩衝装置	リヤ・ショックアブソーバの調整	スプリングの強弱をアジャスタにより調整します。	アジャスタによる調整は、左右の ^{そろ} 揃いがないよう位置又は数字などを合わせて行ってください。
動力伝達装置	クラッチレバーの遊びの調整(油圧式を除く。)	<p>(1) クラッチケーブルのクラッチレバー側又はクラッチ側のアジャスタにより遊びを調整します。</p> <p>(2) 調整後は、クラッチレバーを手で引き、遊びの量を確認します。</p> <p>(3) 遊びの量は車の種類により異なりますので、方法を確認してください。</p>	
電気装置	バッテリー部の清掃	<p>(1) ターミナル部に汚れや腐食があるときは、タミナール部を清掃し、腐食が著しい場合は、タミナール部を研磨してください。</p> <p>(2) ターミナル部の腐食が著しい場合は、ワイパーで磨き</p>	<p>(1) バッテリーの整備を行うときは、必ずエンジンを停止させてください。</p> <p>(2) 作業中、バッテリーの端子が工具などによりショートすると危険ですから注意してください。</p> <p>(3) 清掃のときは、バッテリー槽内に異物が入らないよう注液口のキャップを締めつけておいてください。</p> <p>(4) ターミナルからバッテリー端子を取り外す場合は、アース側の端子から外してください。</p>

		(3) 清掃、締付後は、ターミナル部にグリースを薄く塗りおきます。	い。 また、取り付ける場合は、アース側の端子を最後に取り付けてください。 (5) ターミナル部に緩みが生じないように確実に締め付けてください。
	バッテリー液の補給	(1) バッテリー液が不足している場合は、上限(UPPER LEVEL)まで精製水を補給します。 (2) 補給後はキャップを確実に締め付けます。	バッテリー液は、腐食性が大きく皮膚炎を起こしたり、金属を腐食させるなど非常に危険なので、人体、衣服、車体などに付着しないよう取扱いには十分注意してください。(メンテナンス・フリー・バッテリー(密封型)の場合は、バッテリーにはってある注意書きに従ってください。)
	ヒューズ交換 ○ 灯火装置(前照灯など) ○ 方向指示器	(1) エンジン・スイッチを切り、故障状況から、ヒューズを示す表に従ってヒューズを切ります。 (2) ヒューズが切れている場合は、ヒューズ・ボックスの容量に従って指定量のヒューズと交換します。	(1) 指定容量を超えるヒューズ、針金、銀紙などは、配線の加熱、焼損の原因になるので使用しないでください。 (2) 交換してもすぐにヒューズが切れる場合は、他の原因が考えられます。
原動機(エンジン)	エア・クリーナーの清掃、交換	(1) クリップ、ナットなどの締付具を外し、カバーを取り外します。 (2) 湿式ウレタン・タイプの場合は、洗浄油で洗って乾燥させ、後オイルに浸し、固く仕上げた後、乾式ろ紙タイプの場合は、ろ紙をか、又はエレメントの内側から、圧縮空気を吹き飛ばしてください。 なお、湿式ろ紙タイプの場合は、清掃しておく必要があります。 (3) エレメントを交換する際は、エレメントの取付方向が正しいかどうかを確認してください。 (4) カバーを取り付け、クリップ、ナットなどの締付具を確実に締め付けます。	湿式ウレタン・タイプの場合は、車両にあった品質のオイルを使用してください。
	エンジン・オイルの補給	(1) オイル・フィラ・キャップを外し、オイルを補給します。 (2) オイル補給後、オイルの量が規定の範囲にあるかをレベル・ゲージで確認します。 (3) オイル・フィラ・キャップを確実に取り付けます。	(1) 作業は平坦な場所で行います。 (2) オイルは、車両にあった品質のものを使用してください。 (3) 補給するときは、オイル・フィラからごみなどが入らないようにしてください。 (4) オイルの量は規定の範囲の上限(MAX)を超えないようにしてください。 (5) オイルをこぼしたときは、完全に拭き取ってください。
	冷却水の補給	(リザーバ・タンク付きの車両) (1) 冷却水が不足している場合は、リザーバ・タンクのキャップを外し、タンクの上限(FULL)まで冷却水を補給します。 (2) 通常は、ラジエータ・キャップを外さないでください。ただし、リザーバ・タンクに冷却水がないときは、ラジエータのキャップを外し、ラジエータの口元いっぱいまで補給します。 (3) 補給後はキャップを確実に	(1) 冷却水は上限(FULL)を超えて入れないでください。 冷却水の温度が高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です。水温が下がってから、布きれなどでキャップを包み、静かに開けてください。 (2) 冷却水の減り具合が著しいときは、ラジエータ本体、ホースなどからの水漏れが考えられます。

		<p>取り付けます。 (リザーバ・タンクなしの車両) (1) ラジエータ・キャップを外し、冷却水を規定の量まで補給します。 (2) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。</p>	
冷却水の交換	<p>(冷却水の抜き方) (1) ラジエータ・キャップを外し、次にドレン・プラグを外し、冷却水を抜きます。 (2) リザーバ・タンクの冷却水も同時に抜きます。 (冷却水の入れ方) (1) ラジエータのドレン・プラグを確実に締め付けます。 (2) リザーバ・タンク付きの車両の場合は、冷却水をラジエータの口元まで入れ、次にリザーバ・タンクの上(上限)まで入れます。また、リザーバ・タンクなしの車両の場合は、冷却水をラジエータの規定の量まで入れます。 (3) 給水後はキャップを確実に取り付けます。 (4) エンジンを始動させ、しばらくたってからエンジンを停止させ、プラグを外して冷却水の減り具合を確認し、減り具合が著しいときは、冷却水を補給します。 (5) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。</p>	<p>(1) 冷却水の温度が高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です。水温が下がってから、布きれなどでキャップを包み、静かに開けてください。 (2) ロング・ライフ・クーラント、不凍液などは、車両にあった品質のものを使用してください。</p>	
その他	ドライブチェーンの給油	<p>(1) リヤ・ホイールを浮かした状態で、リヤ・ホイールを手でゆっくり回しながら、チェーンやスプロケットに付着した泥、汚れをブラシなどで落とし、洗浄油で洗浄し、乾燥後、リヤ・ホイールを手でゆっくり回しながら給油を行います。なお、グリス封入式ドライブチェーンの場合は、洗浄は行わないでください。</p>	<p>(1) オイルは、車両にあった品質のものを使用してください。 (2) オイルがチェーン各部によく行きわたるようにチェーン・ローラの両側に給油してください。 (3) 給油後は、余分なオイルは拭き取ってください。</p>

5 その他

○点検整備記録簿

点検整備記録簿は、点検の結果と整備の概要を記録、保存して、自動車の維持管理に役立てるためのものであります。

点検整備記録簿は、自動車に備え付けることになっており、その保存期間は、自家用乗用自動車などにあつては2年間、その他の自動車にあつては1年間となっています。なお、自動車の維持管理を適切に継続していくためにも、この記録簿を可能な限り長期間保存し、自動車の「生涯記録簿」として活用されることが望まれます。

点検整備記録簿の記載事項と記載要領は次のとおりです。

<記載事項及び記載要領>

- (1) 「点検の年月日」 ……点検を実施した年月日を記載します。
- (2) 「点検の結果」、「整備概要」 ……① それぞれの点検項目について、下表に示す作業区分に従ってチェック記号を用いるなどして、点検の結果及び必要となった整備の概要を記載します。
② 整備の概要については、交換した主な部品(ブレーキ液、ブレーキ・ホースなど)や測定結果(ブレーキ・ライニング、ブレーキ・パッドの厚みなど)なども必要に応じ記載します。
③ 点検整備の際に特定整備を行った場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録しておきます。
- (3) 「整備を完了した年月日」 ……整備を完了した年月日を記載します。
- (4) 「車台番号」、「自動車登録番号又は車」 ……自動車に備え付けの自動車検査証又は軽自動車届出済証を見て記載します。

- (5) 「点検時の総走行距離」 ……積算距離計(オドメータ)を見て点検時における自動車の総走行距離の数値を記載します。
- (6) 「点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所」 ……点検又は整備を実施した者の氏名(法人は会社名)と住所を記載します。なお、ユーザー自身が点検又は整備を実施した場合には、住所の記載は省略できます。また、点検と整備を実施した者が異なるときは、両者を記載します。

(作業区分)

作業区分	意味	作業例	チェック記号の例
点検	点検の結果、異状がなかった。	—	レ
整備作業	交換 点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)	○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの交換	×
	修理 点検の結果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)	○ 電気配線の損傷の修復 ○ タイヤのパンク修理 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの修理	△
	調整 点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。)	○ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 ○ クラッチ・ペダルの遊び調整	A
		○ カメラ、レーダーその他のセンサーの機能調整	
	締付 点検の結果、締め付けた。(緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。)	○ ホイール・ナットの増し締め ○ リーフ・スプリングのUボルトの増し締め ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの取付ボルトの増し締め	T
	清掃 点検の結果、清掃した。(粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。)	○ ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃 ○ バッテリーのターミナル部の清掃	C
給油 点検の結果、給油した。(油脂、液類を補給する作業を示す。)	○ エンジン・オイルの補給 ○ シャシ各部の給油脂	L	